指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第19号)新旧対照表

新 旧 第1条~第3条 (略) 第1条~第3条 (略) 第4条 (略) 第4条 (略) $2 \sim 5$ (略) $2 \sim 5$ (略) 6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職 務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介 務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介 護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設(第42条に規定するユ 護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設(第42条に規定するユ ニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。) ニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。) にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合のこれらの施設の介護 及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入 職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 $7 \sim 9$ (略) $7 \sim 9$ (略) 第5条~第13条 (略) 第5条~第13条 (略) (サービスの提供の記録) (サービスの提供の記録) 第14条 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては入院年月日並びに入第14条 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては入院年月日及び入院 院する介護保険施設の種類及び名称を、入院患者の退院に際しては当該退院のする当該指定介護療養型医療施設の名称を、入院患者の退院に際しては当該退 年月日を、その患者の被保険者証に記載しなければならない。 院の年月日を、その患者の被保険者証に記載しなければならない。 2 (略) 2 (略) 第15条・第16条 (略) 第15条・第16条 (略) (指定介護療養施設サービスの取扱方針) (指定介護療養施設サービスの取扱方針) 第17条 (略) 第17条 (略) $2 \sim 5$ (略) $2 \sim 5$ (略) 6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる (新設) 措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上 開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底 を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定 期的に実施すること。 7 (略) 6 (略) 第18条~第47条 (略) 第18条~第47条 (略) (指定介護療養施設サービスの取扱方針) (指定介護療養施設サービスの取扱方針)

新	IE
第48条 (略)	第48条 (略)
$2 \sim 7$ (略)	$2 \sim 7$ (略)
8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、	(新設)
<u>次</u> に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上	
開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底	
<u>を図ること。</u>	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定	
期的に実施すること。	
9 (略)	8 (略)
第49条~第55条 (略)	第49条~第55条 (略)
附則1~15 (略)	附則 1 ~15 (略)